

仮想通貨による給与等の支払い

グローバルに事業展開する法人や仮想通貨を扱う事業者等では、給与や報酬の全部又は一部を仮想通貨で支払うケースが出てきています。これは、海外からの送金時に発生する手数料がかからないメリットがあるほか、仮想通貨の普及などが背景にあるようです。

《税務上の取扱い》

税務上、日本法人が従業員に対して労働の対価として仮想通貨を支給した場合は経済的利益の供与に当たり、「現物給与」として“給与所得”の収入金額とされます。

また、原稿料や講演料など報酬等を仮想通貨で支払う場合にも日本円による支払いと同様に、支払い側は源泉徴収義務が課されます。

《仮想通貨相当額を含めて源泉対象》

仮想通貨の場合は24時間値動きがあると同時に乱高下が激しいため、いつの時点での価額が「収入すべき金額」となるのかが問題となりますが、基本的には給与や報酬の額の確定日における市場の取引価額などから合理的な方法で算出した額になると考えられます。

一般的に給与や報酬を仮想通貨で支払う場合は、まず日本円による支払金額を確定させてその確定額に相当する仮想通貨を支給するケースが多いようですが、こうした場合は日本円と仮想通貨を色分けすることなくその合計額（確定額）をもとに源泉徴収をすることになります、

《売却益が出た場合は雑所得》

なお、給与又は報酬として支払いを受けた仮想通貨を売却して日本円に換金した場合、取得価額と売却価額との差額が“雑所得”として、確定申告の対象となります。